

滋賀県議会だより



No.69

編集・発行／滋賀県議会

9月定例会の概要

台風18号により被災された県民の皆さまに対し、県議会を代表して心からお見舞い申し上げます。二元代表制の一翼を担う県議会は、これからも災害復旧や被災された方々への支援に全力を尽くしてまいります。
滋賀県議会議長 宇賀 武

滋賀県議会は、9月定例会を9月18日から10月11日までの24日間の会期で開きました。

9月定例会では、「平成25年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)」をはじめとする知事提出議案47件と議員提出議案10件が上程されました。これらを審議した結果、意見書案4件を否決し、「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」は継続審議としました。その他の議案については、決算特別委員会を設置して閉会中に審査することとした「平成24年度滋賀県一般会計お

よび特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて」ほか3件を除き、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

また、各委員会では、付託された各議案、請願その他所管事項について審査および調査を行いました。

●台風18号の被害に対応するための補正予算を可決

9月15日から16日にかけての台風18号による被害に対応するため、約78億2,800万円の補正予算を可決しました。

補正予算には、被災した道路、河川等の復旧経費、湖岸漂着物に対応するための経費、被災者の経済的負担を軽減するための県独自の被災者生活再建支援制度に係る経費などが計上されています。

●滋賀県流域治水の推進に関する条例案を継続審議

「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」が知事から提出され、規制の対象となる地域の住民に十分な説明がされていない、罰則規定について反対の自治体が多いなどの意見が出されたほか、早期に条例を制定すべきという意見も出され、討論、採決の結果、継続審議となりました。

流域治水

問

想定浸水深が3メートルを超えるるとされる危険区域の住民からは、「河川整備を長年要望しても少しも進まない。日常の河川管理もできずに、いきなり条例を作った規制し、違反すれば罰則というのでは住民をないがしろにしている」と、率直で切実な訴えを聞いています。

少なくとも、県が計画的な河川整備を約束した上で、なお危険が解消できない地域に何らかの規制をかけるのが順序です。危険区域の住民の声にどのように対応するのか伺います。

答

規制に対して反対の意見もあることは、十分に重く受け止めています。ただ、一方では、早く制度を作ってほしいという意見もあります。

このため、まずは、条例を制定し、ハード対策では対処しきれない部分について、命を守るための安全な住まい方に誘導するなど、ソフト対策を講じる仕組みを構築することが大切であると考えています。

その上で、個別の危険区域の指定については、何度も丁寧に説明するとともに、地域住民の皆さんや首長の意見を十分にお聴きし、理解を得た上で進めていきたいと考えています。

9月定例会における

質疑・質問から

問

近年、地球規模の異常気象による災害が頻発しています。そうした状況の下、なんとしても県民の命だけは守るとの思いで治水政策が進められ、今議会に「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」が提出されました。これまで以上に県民に主軸を置き、実態に即した住民にとって安全で安心な治水政策を進めることが何よりも大切です。

規制があるからこそ、安全な住まい方への誘導が可能になると考えますが、そもそも建築制限までする理由とその必要性について伺います。

答

建築制限は、河川整備等のハード対策では対処しきれない異常豪雨の際にも住民の命を守るため、安全な住まい方へ確実に誘導するための施策であり、全てのソフト・ハード対策を駆使する多重防護の流域治水対策の中でも、不可欠のものです。

努力規定では、緊急時の避難空間や避難場所の確保ができません。最大クラスの洪水により生命・身体に著しい被害が生ずるおそれがある区域について、建築制限を規定しています。

台風18号

問

初めて特別警報が発表された台風18号は、尊い命を奪い、床上・床下浸水など、県内各地に甚大な影響を与えました。

各地の被災された方の御意見をうかがう中で、繰り返し被災された住民の声を聞き取りました。

なぜ、このように被害を繰り返し受けなければならぬのか、治水とは何か、という被災者の疑問に答えるべきです。

災害の原因と対策の内容を県民に分かりやすく提供すべきと考えますが、見解を伺います。

答

今回の台風18号による水害の直接の原因は、本県にとって戦後最大規模の大雨でした。

河川改修済みの区間では大きな被害は見られず、河川災害の多くは、整備途上の未改修区間で発生しています。

今回の天井川の破堤を含む災害の状況を十分検証し、「中長期整備実施河川の検討結果」とも考えあわせ、一層効果的で効率的な河川整備を推進していきます。

各被災箇所でのような復旧を行うかについては、関係市町、住民の皆さんに分かりやすく説明していきたいと考えています。



金勝川の破堤(栗東市)

教育振興基本計画

平成21年に「滋賀県教育振興基本計画」が策定され、本

県の教育に反映されてきました。そして今回、平成26年度から平成30年度までの5年間の本県の教育を担う「第2期教育振興基本計画」が策定されようとしています。

教育振興基本計画では、重点的な取組として「豊かな心」を育む教育の推進などが掲げられていますが、残念ながらいじめ問題が起こるなど、厳しい現実が突きつけられました。

「第2期滋賀県教育振興基本計画」の中にいじめ問題の対策をどのように盛り込むのか伺います。

答

「豊かな心を育む」ということが単なるスローガンに終わらないよう、いじめを未然に防ぐ観点から、一人ひとりの個性を尊重して自己肯定感を育む教育や、学級会、児童会活動、生徒会活動などの活性化を盛り込んでいきます。

さらに、いじめの早期発見、早期対応の観点から、いじめ対策委員会の常設化などの校内体制の充実や、子供を被害者にも加害者にもしないよう、PTAや警察等の関係機関と連携した指導の充実を盛り込んでいきます。

国民体育大会

平成36年の第79回国民体育大会の滋賀県開催内々定を受けて、県は教育委員会事務局

に国体準備室を組織し、県議会は「体育振興・健康づくり対策特別委員会」を設置しました。開催に向けた検討が始まったところですが、喫緊の課題として、開閉会式会場も含めた競技場の確保が

挙げられます。彦根市には県立総合運動場が設置されていますが、県内には日本陸上競技連盟公認の県営第一種競技場がありません。

国体開催を見据え、第一種競技場の整備の必要性についてどのように考えているのか伺います。

補助競技場を持つ第一種陸上競技場が整備されていないのは、全国で滋賀県だけです。

このため、国体開催やその後のスポーツ振興に向け、原則として県有施設での確保を目指す必要があると認識しています。

鴨川木材チップ放置

県は、9月17日、高島市安曇川町の鴨川河口付近で、県が管理する河川敷などに放射性物質を含む大量の木材チップが無断で放置されていたと発表しました。

4月25日に住民から情報提供と調査の要望がありました。県は、空間線量のみを測定し、異常値ではないと判断しました。今回の件は、住民の情報提供があったにもかかわらず約5か月間放置するということ、あつてはならない事案であると考えます。

住民の皆さんは、風評被害を気にして早急な撤去を望んでいますが、この思いをどのように受け止め、どうするのか伺います。

住民の皆さんが不安に思われていることを、大変重く受け止めています。その不安を一日も早く取り除くため、行為者や排出元等に対し、木材チップの撤去を求め、刑事的責任を含め厳しく責任を追究していきます。また、行政代執行による対応を検討するとともに、飛散、流失の防止など、現場での保全措置に引き続き万全を期すよう、指示しました。



木材チップの無断放置の状況

また、原発事故由来と思われる放射性物質の処理の責任を自治体だけが担うことがないよう、国に対し強く要請していきたいと考えています。

学力テスト

先般、全国学力・学習状況調査の概要が公表されました。この結果を受けて、改めて、本県の教育において力を入れなければならない問題点が明らかになったと思います。

小学6年生、中学3年生とも、どの科目を見ても全国で最下位に近いこと、特に、国語力が低いことは由々しき事態です。県がどれだけ危機感を持って学力向上に向けて取り組んでいくのか、その姿勢が問われます。

今回の調査結果に対して、どのような危機感を持ち、対策を講じていこうとするのか伺います。

国語力は、全ての教科の基本であることから、どの教科の学習にも大きく影響します。また、自分の考えを伝えたり、相手の考えを理解したりする上で欠かせない力でもあることから、この状況を一刻も早く改善しなければならぬという強い危機感を持っています。

県教育委員会としては、今回の調査結果の原因や改善点を分析し、県内の全ての教員に課題を共有してもらうとともに、教育全体のレベルを上げるため、市町教育委員会や学校と一体となって取り組んでいきたいと思っています。

新生美術館

琵琶湖文化館、近代美術館には、これまで数十年間にわたる知識や技術が蓄積されており、その実績は内外で高く評価されています。これを新生美術館にしっかりと継承し、生かしていくべきと考えます。

多くの県民の皆さんや訪れる方々にその価値を感じてもらい、再び訪れたいと感動してもらえらるような美術館にしてほしいと思います。知事が思い描く新生美術館の整備ビジョンを伺います。

地域で大切に受け継がれてきた千年の仏教美術から、百年の美ともいえる近代・現代美術、さらに若手作家やアール・ブリュットという、今、目の前で見出されつつある新たな美まで、そこに行けば一度に出会える、まさに滋賀の重層的な美を体現する美術館にしたいと考えています。

県民の期待に応えられるよう、皆さんの誇りとなり、長く愛され続け、後世に残る滋賀らしい美術館を実現したいと考えています。

県民の期待に応えられるよう、皆さんの誇りとなり、長く愛され続け、後世に残る滋賀らしい美術館を実現したいと考えています。

議会からのお知らせ

●所属会派の異動

次のとおり、議員の所属会派に異動がありました。
【無所属】(9月10日付け)
目片 信悟、青木 甚浩

●決算特別委員会の設置

平成24年度滋賀県一般会計等の歳入歳出決算の認定議案を審査するため、決算特別委員会が設置されました。10月21日から5日間にわたって審査が行われています。

- 委員長：佐野 高典
副委員長：中沢 啓子
委員：有村 國俊、大野和 三郎、駒井 千代、清水 鉄次、江畑弥 八郎、粉川 清美、高木 健三、川島 隆二、奥村 芳正、石田 祐介、薦田 恵子、大井 豊、谷 康彦

●関西広域連合議会議員を選出

関西広域連合議会議員について、宇野太佳司議員(自由民主党滋賀県議会議員団)を選出しました。

●滋賀県議会ホームページ、Twitter(ツイッター)

議会ホームページでは、本会議や委員会の開催情報、議会の仕組み、議員の紹介、会議録など、県議会の最新の情報を随時掲載しています。

また、インターネット中継では、本会議の開始から終了までの模様をライブと録画でそのまま中継しています。

滋賀県議会ホームページ <http://www.shigaken-gikai.jp/>

議会の開催情報は、Twitter(ツイッター)でも発信しています。

滋賀県議会ツイッター (アカウント名 @shigakengikai)

●テレビ放送の御案内

定例会の代表質問と一般質問、閉会日の模様をお届けする「県議会ダイジェスト」を次のとおり放送します。どうぞ御覧ください。

<11月定例会の放送予定>

12月3日(火) 代表質問	12月6日(金) 一般質問	12月9日(月) 一般質問
12月10日(火) 一般質問	12月11日(水) 一般質問	12月20日(金) 閉会日

各日の夜に放送予定です。

●傍聴の御案内

本会議や委員会はいつでも傍聴することができます。ただし、傍聴席には限りがありますので、団体で傍聴される場合は、あらかじめ御連絡ください。

また、身体障害者補助犬の同伴や車椅子での傍聴については、お問い合わせください。

9月定例会で審議した主な議案

議案番号	件名	結果
(知事提出) 議第139号~ 議第140号	平成25年度滋賀県一般会計補正予算(第4号) ほか1件	可決
議第141号	滋賀県流域治水の推進に関する条例案	継続審議
議第142号~ 議第153号	滋賀県地域の元気基金条例案 ほか11件	可決
議第154号~ 議第157号	平成24年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて ほか3件	継続審議
議第158号~ 議第174号	契約の締結につき議決を求めることについて(滋賀県防災行政無線整備工事) ほか16件	可決
議第175号~ 議第176号	平成25年度滋賀県一般会計補正予算(第5号) ほか1件	可決
議第177号~ 議第185号	滋賀県教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ほか8件	同意

9月定例会で審議した意見書

番号	件名	結果
意見書第12号	台風18号に伴う災害対策を求める意見書	可決
意見書第13号	雇用の安定を求める意見書	否決
意見書第14号	要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書	否決
意見書第15号	高校授業料無償制度への所得制限導入に反対する意見書	否決
意見書第16号	交通基本法案の早期成立を求める意見書	否決
意見書第17号	少人数学級の推進を求める意見書	可決
意見書第18号	若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書	可決
意見書第19号	地方交付税の安定的確保を求める意見書	可決
意見書第20号	道路整備特別措置法の改正を求める意見書	可決
意見書第21号	被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(案)に関する意見書	可決

9月定例会で採択した請願

- 「原発事故子ども・被災者支援法」基本方針を見直し、被災者の意見とパブリックコメントおよび「原発事故子ども・被災者支援法」に規定する目的および理念等を反映させるよう求める意見書の提出を求めることについて
- (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例について
- 滋賀県流域治水の推進に関する条例について(2件)

滋賀県議会では、県民の皆さんに議会活動への理解を一層深めていただくため、分かりやすい広報紙づくりに努めています。御意見など下記までお寄せください。

あて先 〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県議会事務局 議事調査課 政務調査室 TEL 077-528-4094 FAX 077-528-4940 Eメール gikai@pref.shiga.lg.jp

この広報紙は502,500部作成し、県内に新聞折込で配布しています。経費(印刷、折込、職員の人件費)は1部当たり6円です。